

津幡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月12日

石川県津幡町長 矢 田 富 郎

#### 津幡町条例第7号

##### 津幡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

津幡町国民健康保険税条例（昭和34年津幡町条例第19号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の8.05」を「100分の9.15」に改める。

第5条中「33,800円」を「39,000円」に改める。

第5条の2第1号中「22,200円」を「25,500円」に改め、同条第2号中「11,100円」を「12,750円」に改め、同条第3号中「16,650円」を「19,125円」に改める。

第6条中「100分の2.55」を「100分の2.7」に改める。

第7条中「10,500円」を「11,500円」に改める。

第7条の2第1号中「7,000円」を「7,500円」に改め、同条第2号中「3,500円」を「3,750円」に改め、同条第3号中「5,250円」を「5,625円」に改める。

第8条中「100分の2.39」を「100分の2.4」に改める。

第9条中「12,200円」を「12,300円」に改める。

第9条の2中「5,900円」を「6,000円」に改める。

第12条第1項中「第1期 4月1日から同月30日まで」、「第2期 5月1日から同月31日まで」及び「第3期 6月1日から同月30日まで」を削り、「第4期」を「第1期」に、「第5期」を「第2期」に、「第6期」を「第3期」に、「第7期」を「第4期」に、「第8期」を「第5期」に、「第9期」を「第6期」に、「第10期」を「第7期」に、「第11期」を「第8期」に、「第12期」を「第9期」に改める。

第21条及び第22条を次のように改める。

第21条及び第22条 削除

第23条第1項第1号ア中「23,660円」を「27,300円」に改め、同号イ（ア）中「15,540円」を「17,850円」に改め、同号イ（イ）中「7,770円」を

「8,925円」に改め、同号イ（ウ）中「11,655円」を「13,388円」に改め、同号ウ中「7,350円」を「8,050円」に改め、同号エ（ア）中「4,900円」を「5,250円」に改め、同号エ（イ）中「2,450円」を「2,625円」に改め、同号エ（ウ）中「3,675円」を「3,938円」に改め、同号オ中「8,540円」を「8,610円」に改め、同号カ中「4,130円」を「4,200円」に改め、同項第2号ア中「16,900円」を「19,500円」に改め、同号イ（ア）中「11,100円」を「12,750円」に改め、同号イ（イ）中「5,550円」を「6,375円」に改め、同号イ（ウ）中「8,325円」を「9,563円」に改め、同号ウ中「5,250円」を「5,750円」に改め、同号エ（ア）中「3,500円」を「3,750円」に改め、同号エ（イ）中「1,750円」を「1,875円」に改め、同号エ（ウ）中「2,625円」を「2,813円」に改め、同号オ中「6,100円」を「6,150円」に改め、同号カ中「2,950円」を「3,000円」に改め、同項第3号ア中「6,760円」を「7,800円」に改め、同号イ（ア）中「4,440円」を「5,100円」に改め、同号イ（イ）中「2,220円」を「2,550円」に改め、同号イ（ウ）中「3,330円」を「3,825円」に改め、同号ウ中「2,100円」を「2,300円」に改め、同号エ（ア）中「1,400円」を「1,500円」に改め、同号エ（イ）中「700円」を「750円」に改め、同号エ（ウ）中「1,050円」を「1,125円」に改め、同号オ中「2,440円」を「2,460円」に改め、同号カ中「1,180円」を「1,200円」に改め、同条第2項第1号ア中「5,070円」を「5,850円」に改め、同号イ中「8,450円」を「9,750円」に改め、同号ウ中「13,520円」を「15,600円」に改め、同号エ中「16,900円」を「19,500円」に改め、同項第2号ア中「1,575円」を「1,725円」に改め、同号イ中「2,625円」を「2,875円」に改め、同号ウ中「4,200円」を「4,600円」に改め、同号エ中「5,250円」を「5,750円」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

##### （適用区分）

- 2 改正後の津幡町国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。